

海の京都 DMO を「第三者機関」としてご利用のみなさまへ

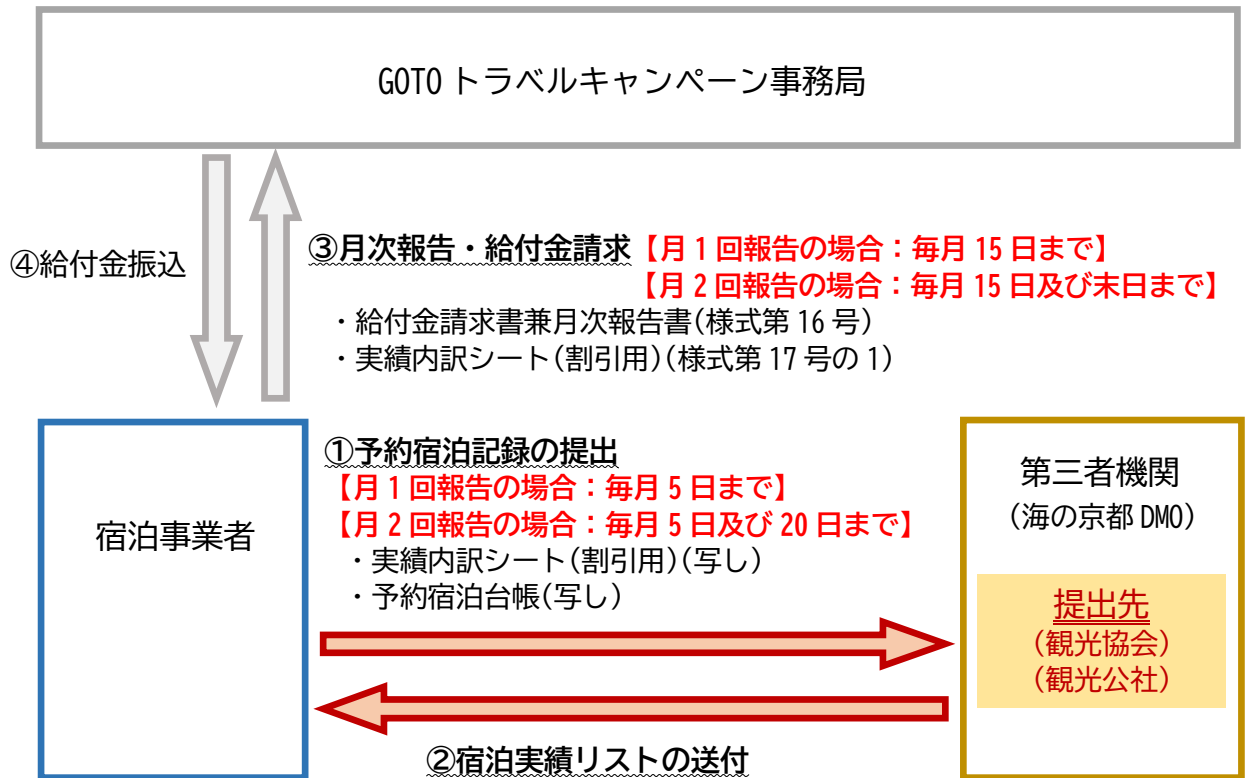
## GOTO トラベルキャンペーン 直販に係る給付金の請求手続きについて

「GOTO トラベルキャンペーン（以下「キャンペーン」という）」で直販を行った宿泊事業者がキャンペーン事務局に割引分の給付金請求を行う際、第三者機関が発行する「宿泊実績リスト」を保管する必要があります。

「第三者機関」である海の京都 DMO との間で行う事務手続きの要領を以下にお示しいたしますので、適切にお手続きいただきますようよろしくお願いいたします。

※9月の月次報告から、月2回の報告が可能になりました（第三者機関への提出書類も月次報告ごとに提出してください。）

### 手続きの流れ <①→②→③→④>



### 手続き要領

#### ① 予約宿泊記録の提出 【宿泊事業者 ⇒ 第三者機関（観光協会・公社）】

直販の宿泊者の予約宿泊記録を第三者機関(会員になっている観光協会もしくは観光公社)に提出してください。不備があった場合は訂正、再提出を指示します。

#### 【提出書類】

- ア) 「実績内訳シート(割引用)」の写し※キャンペーン事務局に提出する様式第17号の1
  - イ) 自社で記録管理している「予約宿泊台帳等の写し」(原本不可。電子データ可)
- ※ア)の実績内訳シートに記入されている宿泊者情報と突合できること。

- \* 記録形式は、紙媒体や電子データなどどのような形式でも構いません。
- \* 提出方法は、持込・郵送・ファックス・電子メールなどどのような方法でも構いません。

#### 【提出期日】

- ▶月1回報告の場合：毎月5日まで
  - ・各月1日から末日までの実績および給付申請→翌月5日までに提出
- ▶月2回報告の場合：毎月5日および20日まで
  - ・各月1日から15日までの実績および給付申請→各月20日までに提出
  - ・各月16日から末日までの実績および給付申請→翌月5日までに提出

#### 【書類の提出先】 ※会員になっておられる協会・公社に提出してください

名称	住所	電話番号／ファックス番号
福知山観光協会	〒620-0045 福知山市駅前町 439 JR 福知山駅北口	TEL 0773-22-2228 FAX 0773-24-4440
舞鶴観光協会	〒625-0080 舞鶴市字北吸 1039-2	TEL 0773-77-5900 FAX 0773-77-5401
京丹後市観光公社	〒629-3101 京丹後市網野町網野 367 アミティ丹後	TEL 0772-72-6070 FAX 0772-72-0822
綾部市観光協会	〒623-0066 綾部市駅前通り東石ヶ坪 11-4	TEL 0773-42-9550 FAX 0773-42-8514
天橋立観光協会	〒626-0001 宮津市字文珠 314-2 天橋立ターミナル内	TEL 0772-22-8030 FAX 0772-22-8710
伊根町観光協会	〒626-0423 与謝郡伊根町字平田 491	TEL 0772-32-0277 FAX 0772-32-0773
与謝野町観光協会	〒629-2403 与謝郡与謝野町加悦 1060	TEL 0772-43-0155 FAX 0772-43-0159
海の京都 DMO 総合企画局	〒629-2501 京丹後市大宮町口大野 226 大宮庁舎	TEL 0772-68-5055 FAX 0772-68-5056

\*メールアドレスは各観光協会(公社)へお尋ねください。

#### ②宿泊実績リストの送付 【第三者機関 ⇒ 宿泊事業者】

①で提出した予約宿泊記録等をもとに、第三者機関が「宿泊実績リスト」を作成し、宿泊事業者へ送付します。宿泊事業者は保管してください。事務局から提出を求められる場合があります。

#### ③月次報告・給付金請求手続き 【宿泊事業者 ⇒ キャンペーン事務局】

キャンペーン事務局へ月次報告と給付金申請手続きをしてください。

手続き内容および提出方法等については、キャンペーン事務局が発表している「月次報告マニュアル」に従って行ってください。マニュアルは随時更新されますので、キャンペーン公式ホームページで最新のものを確認するようにしてください。

#### 【提出書類】

- ア) 給付金請求書兼月次報告書(様式第16号) ※メール送信または郵送
  - イ) 実績内訳シート(割引用)(様式第17号の1) ※メール送信
- \* 保管：宿泊実績リスト[②により第三者機関から送付されたもの]

#### 【提出期日】

- ▶月1回報告の場合：毎月15日まで
  - ・各月1日から末日までの実績および給付申請→翌月15日までに提出
- ▶月2回報告の場合：毎月5日および20日まで
  - ・各月1日から15日までの実績および給付申請→各月末日までに提出
  - ・各月16日から末日までの実績および給付申請→翌月15日までに提出

**【問い合わせ先】**

GOTOトラベルキャンペーン事務局 Tel 0570-017-345  
公式ホームページ <https://biz.goto.jata-net.or.jp/>



**④給付金の振込み【キャンペーン事務局 ⇒ 宿泊事業者】**

③により提出した請求内容が認められた後、キャンペーン事務局から給付金が振り込まれます。

**注意事項**

- \* 本事業は国の会計検査院の調査対象事業ですので、事業に関連する宿泊台帳等は給付金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管してください。
- \* 提出した記録が誤っていると給付金を受けることができませんので、記録に誤りや漏れがないか必ず確認してから提出してください。提出後に誤り等が判明した場合は第三者機関に速やかに報告してください。